

5 審査方法

(1) 評価方法

アからオまでの審査基準ごとに得点を決定します。

審査員一人あたり100点満点とし、審査員の合計を最終得点とします。

(2) 審査基準及び各配点

審査基準	内容	配点	
		はじめの一歩活動	テーマ型協働活動
ア 公益性有効性	瀬戸市の地域課題（まちの課題）の解決につながる公益性のある事業か。	30点	20点
イ 市民性	その事業支援に対し、広く市民の共感が得られるか。市民が参加しやすい事業であるか。	20点	20点
ウ 実現性	事業計画の内容（実施方法、スケジュール、予算、人員）が明示されており、整合性がとれているか。	20点	10点
エ 持続性発展性	助成終了後の自立に向けた将来展望が明確になっているか。	30点	20点
オ 協働の効果性	団体自身と協働相手それぞれの得意分野や特性を活かし、相乗効果を期待できるか。		30点
合計		100点	

(3) 審定額の決定方法

各審査基準において、「基準を満たしていない」と判断された場合は不交付となります。また、「公益性・有効性」または「協働の効果性」において「再考が必要」と判断された場合も不交付となります。

① はじめの一歩活動部門

はじめの一歩の査定額は、申請額とします。ただし、最終得点の得点率が60%未満の場合は不交付とします。

② テーマ型協働活動部門

テーマ型の査定額は、申請額×評価率で決定します。評価率は、最終得点の得点率により下記のとおりランクごとに評価率を設定します。

ランク	最終得点率	評価率
A	90～100%	100%
B	80～89.9%	90%
C	70～79.9%	80%
D	60～69.9%	70%
E	～59.9%	0%

(4) テーマ型協働活動部門については、担当課が提案した最大募集団体数までを交付団体として決定します。

(5) 交付額の決定方法

査定額が交付額となります。ただし、両部門とも、全団体の査定額の合計が、各部門の予算額を超える場合は按分を行い、最終的な交付額を決定します。

(6) 審査結果は、後日、申請団体に通知するとともに、ホームページでも公表します。なお、各審査員の採点内容は公表しません。